

児童扶養手当

特別児童扶養手当

健康福祉課子育て支援室

高齢・障害係

☎ 25 1184
☎ 25 1183

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1

年以上遺棄されている児童

⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧ 母の婚姻によらないで生まれた児童

⑨ 父母とも不明である児童

※なお、児童が身体または精神に中程度以上の障がいを有する場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

受給できないかた

次のような場合は、手当は受けることができません。

児童が・・・

① 日本国内に住所がないとき

② 父または母の死亡について支給される公的年金を受取る

ことができないとき

③ 父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき

④ 労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき

⑤ 児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき

⑥ 父または母の配偶者（内縁関係含む）に養育されているとき（父または母が障がいにある場合を除く）

父、母または養育者が・・・

① 日本国内に住所がないとき

② 公的年金を受取ることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く）

支給額（10月現在）

支給区分	児童1人の場合
全部支給	月額 41,140円
一部支給	月額 41,130円～9,710円

※児童が2人の場合は上記金額に5,000円加算され、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

※支給には制限があり、請求者、配偶者および扶養義務者の所得や扶養家族などの数（税法上の人数）によって支給額が変動または停止する場合があります。

※扶養義務者とは、世帯分離に関わらず請求者と同居している父母兄弟姉妹など

支払時期

それぞれ4月、8月、12月

（原則11日）に前月までの4か月分が口座振込で支払われます。

手続きに必要なもの

（新規認定請求）

- ・ 新規認定請求書
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑、預金通帳の写し、年金手帳の写し
- ・ 所得証明書（鳥羽市にその年の1月1日に住所がなかった場合に提出）
- ・ その他、受給資格の種類に応じて追加していただく書類があります。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当制度とは、政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

在宅で精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を療育している父または養育者（身体1～3級、療

育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）

受給できないかた

・ 児童が施設に入所している
・ 児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき

支給額（10月現在）

区分	児童1人の場合
1級	月額 50,050円
2級	月額 33,330円

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

手続きに必要なもの

（新規認定請求）

- ・ 新規認定請求書
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑、通帳の写しまたは口座申出書
- ・ 診断書または身体障害者手帳、療育手帳（内容によっては診断書も必要となります）

くわしくは、健康福祉課高齢・障害係へ問い合わせください。